課室名	経営政策課

起案日	平成 24 年 4 月 9 日	決裁日	平成 24 年 4 月 9 日

課内		検討者					決裁者
担当者	起案責任者						課長
松田	主幹兼課長補佐・市民協働係長 吉岡 TEL3031						豪
市民協働係 兼森	副主幹 兼広報広聴係長 後閲	意見					
		合議者					
		意見					
広報のべおかへの掲載		要 ・ 否		ホームページへの掲載		要 ・ 否	

件名： 認可地縁団体（大峡区）の告示事項の変更について

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成22年12月15日に認可を受けた地縁団体（大峡区）から同条第11項の規定により告示事項（代表者の氏名及び住所）に変更があった旨の届出が別紙のとおりなされました。

つきましては、同条第10項の規定に基づき告示するとともに、地縁団体台帳に変更があった旨の記載を行います。

記

1. 届出団体　大峡区
2. 変更事項　代表者の氏名及び住所
3. 変更内容　（旧代表者）熊本　與利男　延岡市大峡町7911番地
   （新代表者）黒木　庄吉　延岡市大峡町7959番地2
4. 変更年月日　平成24年4月1日

◎地方自治法

（地縁による団体）

第260条の２　町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

２～９　略

10　市町村長は、第１項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

11　認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

◎地方自治法施行規則

（地縁による団体を認可した場合の告示）

第19条　地方自治法第260条の２第10項に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

(1)　地方自治法第 260 条の２第１項の認可を行つた場合

イ　名称

ロ　規約に定める目的

ハ　区域

ニ　主たる事務所

ホ　代表者の氏名及び住所

ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ　認可年月日

ヌ　特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、総務大臣が定める基準を満たすときは、その事由

ル　特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、当該特例民法法人から承継した財産の種類及び数量

(2)～(3)　略

(4)　前２号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第260条の２第11項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合　告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

２　前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

（告示事項の変更についての届出）

第20条　地方自治法第260条の２第11項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

２　前項の場合において、特例民法法人から認可地縁団体に移行した団体の代表者は、解散した特例民法法人の残余財産の全部を取得したことを証明する義務を負うものであること。

３　第一項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

3　認可地縁団体　告示事項変更届出書提出に係る申請書類のチェックリスト

受付日	H24.4.9

団体の名称	大峡区

受領印押印	☑
台帳記入	□

確認者	松田

提出書類名（確認事項）	提出部数	確認
① 告示事項変更届出書(様式⑪)	1部	(有・無)
・様式⑪により作成されているか		(適・否)
・代表者印が押印されているか(代表者変更の場合は、新代表者)		(適・否)
・代表者、及び主たる事務所の所在地が変更になっていないか (認可地縁団体台帳との突合)		(該当なし・適・否)
・変更があった事項及びその内容は、新旧が記載されているか		(適・否)
・変更の年月日が、記載されているか		(適・否)
・変更の理由が、記載されているか		(適・否)
② 変更があった事項が、代表者か		(該当なし・該当あり)
・受諾書が様式④にて作成され、添付されているか(代表者の~~署~~記名、押印)	1部	(適・否)
③ 変更があった事項が、規約に係るもの(名称、目的、区域、事務所)か ※代表者の自宅が事務所の場合も含む		(該当なし・該当あり)
・規約変更認可申請書及び関係書類が添付されているか (規約変更認可申請チェックリストへ)	1部ずつ	(適・否)
④ 告示された事項に変更があった旨を証する書類(総会議事録の写し)	1部	(有・無)
・総会において、告示事項変更に関する議題が協議され、承認を受けているか		(適・否)
・日付、議長、議事録署名人の署名、押印があるか (写しの場合、代表者の「原本に相違ないことを証明します」、日付、署名、押印があるか)		(適・否)

※メモ欄（連絡状況など）

変更届

平成２４年 ４ 月 ９ 日

延岡市長　首藤　正治　様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称　大峡区
所在地　宮崎県延岡市大峡町７８４０番地
代表者の氏名及び住所
氏　名　黒木　庄吉
住　所　延岡市大峡町７９５９番地２

告　示　事　項　変　更　届　出　書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の２第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1　変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

（新代表者）黒木　庄吉　　延岡市大峡町７９５９番地２

（旧代表者）熊本　與利男　　延岡市大峡町７９１１番地

2　変更の年月日

平成２４年４月１日

3　変更の理由

役員改選による

延岡市経営政策課
受
'24.4.9
付

受　　諾　　書

私は、平成２４年３月１７日に行われました大峡区の総会において、区長に選出され、これを受諾しましたことを証明します。

平成２４年　４　月　１日

延岡市大峡町７９５９番地２

黒　木　庄　吉

大峡区総会(臨時)議事録

1．開催日時　平成 24 年 3 月 17 日（土）　19 時 12 分から 21 時 30 分まで
2．開催場所　延岡市大峡町　大峡公民館
3．出 席 者　出席会員数　46 名（総会員数 82 名）　その他委任状提出者 22 名
4．議　　題　第 1 号議案　平成 23 年度大峡区の活動経過報告について
　　第 2 号議案　役員改選について（平成 24 年度役員の選出）
　　第 3 号議案　その他

5．議　　事

（1）総会の成立

区長　熊本與利男氏が、本日の大峡町区総会の成立を告げた後、挨拶を行った。

（2）議長及び書記選出

続いて議長及び書記の選出に移り、全員から区長一任との発言があり、区長より、議長に[redacted]氏、書記に[redacted]氏を候補者として諮ったところ、全員異議なく同意された。

（3）第 1 号議案　平成 23 年度大峡区の活動経過報告について

区長、公民館長、下組組長（道路清掃担当）、上組組長（神社祭事担当）より、それぞれの活動経過報告が行われた。

報告後の質疑はなく、報告は承認された。

また、この経過報告の後、公民館建設委員長（[redacted]氏）より、新公民館完成に至るまでの経過説明も行われた。なおこの中で、公民館建設に関して公民館建設委員長及び会計より 2 件の協議事項が提案された。

〔提案事項〕

1）公民館建設に係る平成 24 年度の会計処理上、支払い等の関係で約 160 万円の歳入不足が見込まれることから、それを補うため、神社会計から公民館建設会計に対し、24 年度に約 190 万円の一時繰り出したい。

2）完成後の公民館維持管理のため、現在実施している各会員毎月 500 円の積み立てについては、平成 24 年度も引き続き継続したい。

〔協議結果〕：本 2 件については、提案どおり承認された。

（4）第 2 号議案　役員改選について（平成 24 年度役員の選出）

まず、区長の改選については、選挙の方法について、議長より、役員において候補者を挙げてもらい、その中で投票・決定することを諮ったところ、異議がなかったため、そのように決定。役員からの候補者と投票結果は以下のとおり。

投票総数４４票
　うち有効投票４４票
　　無効投票なし
　　有効投票中
　　黒木庄吉氏　３５票
　　[redacted]　５票
　　[redacted]　４票

よって、以下の者を当選人と決定した。

◎区長　黒木庄吉氏

次に、会計の改選については、選挙の方法について、議長より、役員において候補者を挙げてもらい、その中で投票・決定することを諮ったところ、異議がなかったため、そのように決定。役員からの候補者と投票結果は以下のとおり。

投票総数４５票

うち有効投票４５票

無効投票なし

有効投票中

[redacted] ２３票

[redacted] １３票

[redacted] ９票

よって、以下の者を当選人と決定した。

◎**会計** [redacted]

次に、氏子総代の改選については、選挙の方法について、議長より、役員において候補者を挙げてもらい、その中で投票・決定することを諮ったところ、異議がなかったため、そのように決定。役員からの候補者と投票結果は以下のとおり。

投票総数４６票

うち有効投票４６票

無効投票なし

有効投票中

田上定美氏　３６票

熊本善隆氏　５票

広島正利氏　５票

よって、以下の者を当選人と決定した。

◎**氏子総代　田上定美氏**

次に、各組長の改選については、各組出席者の中で互選が行われ、以下のとおり決定した。

◎**上組組長（道路清掃担当兼務）** [redacted]氏

◎**下組組長（神社祭事担当兼務）** [redacted]氏

なお、梅本氏については、本日欠席のため、後日結果を報告し依頼することとなった。

次に、伝令の改選については、各組内輪番制のため、以下の者とすることで決定した。

◎**上組伝令** [redacted]氏

◎　〃　[redacted]氏

◎**下組伝令** [redacted]氏（旧中組）

◎　〃　[redacted]氏　（　〃　）

◎　〃　[redacted]氏（旧下組）

◎　〃　[redacted]氏（　〃　）

次に、監事の改選については、前年度の会計及び道路清掃担当の組長を充てることとなっていることから、以下の者とすることで決定した。

◎**監事** [redacted]氏（23 年度会計）

◎　〃　[redacted]氏（23 年度道路清掃担当（下組組長））

（5）第３号議案　その他

①公民館長より３件の協議事項が提案された。

〔提案事項〕

１）公民館運営規定に関し、区民以外の公民館利用料金をどのように定めるか。

２）公民館建物に関する保険をどうするか。

３）公民館完成に伴う落成式を行うかどうか。

〔協議結果〕

１）具体的には、４月開催時の定期総会において再度提案し協議することに決定。
（なお、それまでに類似施設の料金体系を調査しておくこと。）

２）平成 24 年度については、月 2,500 円の火災保険（掛け捨て）に加入することとし平成 25 年度については、再度検討を行うことに決定。

３）落成式については実施することに決定。
なお、落成式は、毎年公民館行事として実施している区の花見と兼ねて執り行う。
（落成式招待予定者は８名）
日時は、平成 24 年４月１日（日）午前 12 時 00 分から開催。
落成式及び花見の経費・内容については、役員に一任することとなった。
また、この中で出席した区民より、「公民館建設に多大な尽力をしてもらった区長に対し、区民の感謝の意（感謝状なり、記念品として）を表すべきではないか」との提案がなされ、出席者全員賛同し、本提案が了承された。（なお、謝意の方法・内容については、次期役員において協議・決定されることとなった。）

②区長より、区回覧返却時に同封されていた赤い羽根共同募金の 800 円については、区長において、社会福祉協議会へ間違いなく寄附したとの報告があった。

議長より、以上をもって本総会の議事のすべての審議が議了した旨が告げられ閉会。

この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人がここに署名押印する。

平成 24 年　3 月 23 日

議　長　[redacted]

議事録署名人　[redacted]

議事録署名人　[redacted]

大峡区会員名簿

（平成22年12月8日現在）

番号	住所	氏名	番号	住所	氏名
1	大峡町[redacted]	[redacted]	51	大峡町[redacted]	[redacted]
2	大峡町[redacted]	[redacted]	52	大峡町[redacted]	[redacted]
3	大峡町[redacted]	[redacted]	53	大峡町[redacted]	[redacted]
4	大峡町[redacted]	[redacted]	54	大峡町[redacted]	[redacted]
5	大峡町[redacted]	[redacted]	55	大峡町[redacted]	[redacted]
6	大峡町[redacted]	[redacted]	56	大峡町[redacted]	[redacted]
7	大峡町[redacted]	[redacted]	57	大峡町[redacted]	[redacted]
8	大峡町[redacted]	[redacted]	58	大峡町[redacted]	[redacted]
9	大峡町[redacted]	[redacted]	59	大峡町[redacted]	[redacted]
10	大峡町[redacted]	[redacted]	60	大峡町[redacted]	[redacted]
11	大峡町[redacted]	[redacted]	61	大峡町[redacted]	[redacted]
12	大峡町[redacted]	[redacted]	62	大峡町[redacted]	[redacted]
13	大峡町[redacted]	[redacted]	63	大峡町[redacted]	[redacted]
14	大峡町[redacted]	[redacted]	64	大峡町[redacted]	[redacted]
15	大峡町[redacted]	[redacted]	65	大峡町[redacted]	[redacted]
16	大峡町[redacted]	[redacted]	66	大峡町[redacted]	[redacted]
17	大峡町[redacted]	[redacted]	67	大峡町[redacted]	[redacted]
18	大峡町[redacted]	[redacted]	68	大峡町[redacted]	[redacted]
19	大峡町[redacted]	[redacted]	69	大峡町[redacted]	[redacted]
20	大峡町[redacted]	[redacted]	70	大峡町[redacted]	[redacted]
21	大峡町[redacted]	[redacted]	71	大峡町[redacted]	[redacted]
22	大峡町[redacted]	[redacted]	72	大峡町[redacted]	[redacted]
23	大峡町[redacted]	[redacted]	73	大峡町[redacted]	[redacted]
24	大峡町[redacted]	[redacted]	74	大峡町[redacted]	[redacted]
25	大峡町[redacted]	[redacted]	75	大峡町[redacted]	[redacted]
26	大峡町[redacted]	[redacted]	76	大峡町[redacted]	[redacted]
27	大峡町[redacted]	[redacted]	77	大峡町[redacted]	[redacted]
28	大峡町[redacted]	[redacted]	78	大峡町[redacted]	[redacted]
29	大峡町[redacted]	[redacted]	79	大峡町[redacted]	[redacted]
30	大峡町[redacted]	[redacted]	80	大峡町[redacted]	[redacted]
31	大峡町[redacted]	[redacted]	81	大峡町[redacted]	[redacted]
32	大峡町[redacted]	[redacted]	82	大峡町[redacted]	[redacted]
33	大峡町[redacted]	[redacted]			
34	大峡町7911番地	熊本與利男			
35	大峡町[redacted]	[redacted]			
36	大峡町[redacted]	[redacted]			
37	大峡町[redacted]	[redacted]			
38	大峡町[redacted]	[redacted]			
39	大峡町[redacted]	[redacted]			
40	大峡町[redacted]	[redacted]			
41	大峡町[redacted]	[redacted]			
42	大峡町[redacted]	[redacted]			
43	大峡町[redacted]	[redacted]			
44	大峡町[redacted]	[redacted]			
45	大峡町[redacted]	[redacted]			
46	大峡町[redacted]	[redacted]			
47	大峡町[redacted]	[redacted]			
48	大峡町7959番地2	黒木庄吉			
49	大峡町[redacted]	[redacted]			
50	大峡町[redacted]	[redacted]			

保　有　資　産　目　録

団体の名称　大峡区
平成22年12月13日現在

1　不動産

(1)　所有権を有する不動産

ア　建物

名　　称	延床面積	所　在　地
大峡公民館	165 ㎡	延岡市大峡町7840番地

イ　土地

地　　目	面　　積	所　在　地
宅地	456 ㎡	延岡市大峡町7840番地5
宅地	339 ㎡	延岡市大峡町7840番地9
宅地	1,143 ㎡	延岡市大峡町7840番地6

2　不動産に関する権利等

(1)　所有権以外の権原により保有している不動産

権　　原	不動産の種類	所　在　地

(2)　地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量